

船舶事故調査報告書

平成29年9月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年5月1日 18時00分ごろ
発生場所	香川県坂出市与島北方沖 鍋島灯台から真方位335° 1.1海里付近 (概位 北緯34°23.9′ 東経133°48.9′)
事故の概要	引船丸友丸は、はしけ西能112をえい航して東南東進中、西能112が浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年5月2日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 丸友丸、19トン 273-5815 広島、個人所有 B はしけ 西能112、総トン数不詳（全長38.4m） なし、西能海運株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B 船底部に凹損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風速 約1.7m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期、潮流 南南東流約1.5ノット (kn)
事故の経過	A 船は、船長ほか1人が乗り組み、その船尾部に長さ約70mのえい航索で乗組員1人が乗ったB船を繋いで引船列（以下「A船引船列」という。）を構成し、約3.5knの対地速力で、手動操舵により東南東進していた。 A船引船列は、潮流により、南方に圧流されながら航行し、B船が与島北方沖の浅瀬（以下「本件浅瀬」という。）に乗り揚げた。 船長は、ふだんからGPSプロッターを頼りに航行しており、A船に備え付けられた海図による水路調査を行っていなかった。 船長は、本事故後、A船のGPSプロッターに本件浅瀬が表示されていないことに気付いた。 A船の喫水は、船首約1.20m、船尾約2.70mであった。 B船の喫水は、船首約2.65m、船尾約2.90mであった。
分析	A船引船列は、与島北方沖を東南東進中、船長が、本件浅瀬の存在を知らなかったことから、本件浅瀬の上を通過する態勢で航行し、B船が本件浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。 船長は、GPSプロッターに本件浅瀬が表示されていなかったこ

	と、及び備え付けの海図で航行予定海域の水路調査を行っていなかったことから、本件浅瀬の存在を知らなかったものと考えられる。
原因	本事故は、A船引船列が、与島北方沖を東南東進中、船長が、本件浅瀬の存在を知らなかったため、本件浅瀬の上を通過する態勢で航行し、B船が本件浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・事前に航行予定海域の水路調査を行うこと。・GPSプロッターのデータは、海図と同等でない場合があることに留意すること。